

見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和8年3月3日

全国健康保険協会 福島支部
支部長 遠藤 隆男

記

1. 調達内容

- (1) 調達件名
弁護士による返納催告等業務委託
- (2) 仕様詳細
仕様書による
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所及び納入場所
仕様書による
- (5) 見積方法

単価(小数点第1位まで)にて見積競争に付する。見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、見積競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。なお見積金額には業務の遂行に必要な一切の諸経費を含めること。

2. 見積参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)に規定する弁護士の資格を有し、福島県弁護士会に所属している者が所属する事業者であること。また、健康保険法に関する訴訟・法律相談等の業務実績を有していること。
- (3) 全国健康保険協会福島支部の所在地(福島県福島市栄町6-6)より半径3km以内に事務所を構えていること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証について、少なくとも1つを取得していること、あるいは、これに準ずる事業者独自のものを定めていること。

3. 提出書類

- ①見積書
- ②プライバシーマーク取得事業者またはISMS(Information Security Management System)、ISO/IEC27001 またはJISQ27001 認証を取得していることが確認できる書類。あるいは、これらに準ずる事業者独自のものを定めていることがわかる書類
- ③暴力団等排除の誓約書

4. 見積書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び提出場所
〒960-8546 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8F
全国健康保険協会福島支部

仕様書等の交付、ならびに見積書に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当 小岩 TEL 024-523-3916

仕様書の内容に関するお問い合わせ

レセプトグループ 担当 永濱 TEL 024-523-3918

- (2) 見積書等提出期限 令和 8 年 3 月 18 日(水)15 時 00 分

※郵送の場合も上記期限までに必着とする。また、郵送の場合には、追跡可能な方法で送付すること。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

全額免除とする

- (3) 見積競争参加者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 8 年 3 月 18 日(水)までに提出しなければならない。また、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 見積書のFAXでの提出は認めない。また見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載誤り及び記載漏れまたは判読不能なものは無効とする。また見積金額には、当該案件に付随する一切の経費を含めることとし、その内訳も明確にすること。

- (5) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 予定数量の増減については異議を述べることはできない。
- (9) 見積結果は当協会に掲示する。(※決定業者にのみ別途連絡する。)
- (10) 暴力団等排除の誓約書の提出について
競争参加者について、暴力団等でないことを確認するために、(仕様書別添)「暴力団等排除の誓約書」について、ご提出してください。
- (11) 契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度予算が成立することを条件とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者(※)

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

※会計細則第30条(3)で「別に定める者」は以下のとおり。

○暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

○次に該当する者(将来にわたっても該当しないこと)。

・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者

・暴力的な要求行為

・法的な責任を超えた不当な要求行為

・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

・その他準ずる行為

上記のとおり公告する。